

令和5年度 第1回豊能町教育委員会会議（4月定例会）会議録

日 時： 令和5年4月28日（金） 午後2時30分開会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	富永 彰一
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	小松 郁夫
事務局：	こども未来部長	仙波 英太朗
	教育総務課長	吉澤 亘
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	竹内 弘明
	生涯学習課長	千歳 あや乃
	教育総務課主事	横山 悟士

傍聴者： 5名

会議次第

○審議事項

第1号議案 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について

第2号議案 豊能町立図書館運営規則の改正について

第3号議案 豊能町立図書館協議会委員の任命について

○承認事項

第1号承認 専決処分事項の承認を求める件（豊能町個人情報保護条例の施行に関する豊能町教育委員会規則の一部を改正する規則制定）

○各課・室からの報告

【教育長】

皆さんこんにちは。委員の皆様、4月の定例教育委員会会議の出席、ご苦勞様でございます。さて、コロナ禍が収まりつつある中、教育委員さん方には3日（月）の教職員辞令交付式に引き続きまして、7日（金）に中学校の入学式、10日（月）に小学校の入学式への出席ありがとうございました。上浦町長にも出席していただき、子どもたちへお祝いの言葉を述べていただきました。令和5年度がスタートして3週間あまり、19日（水）からは小学校新一年生の給食が始まり、元気に学校生活を送っております。なお、17日（月）から20日（木）まで、それぞれの小学校区での登校時の見守り、ありがとうございました。新年度が始まったということでどの校区もたくさんの保護者、地域の方々、議員さん方など見守り活動をしていただいております。また、豊能警察からも、パトカーでそれぞれの校区を巡視・巡回していただいております。毎朝たくさんの皆さんにお世話になっております。本当にありがとうございます。

それでは会議を始めます。ただいまの出席委員は5名です。過半数に達しておりますので、ただいまから令和5年度、第1回豊能町教育委員会会議4月定例会を開会いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いをいたします。議題に入ります前に、4月1日付けで、事務局の人事異動がありましたので、仙波部長から紹介をしていただきます。仙波部長よろしくお願いたします。

【こども未来部長】

失礼します。皆さんこんにちは。4月1日からこども未来部長に就任いたしました、仙波英太郎と申します。よろしくお願いたします。それでは、教育委員会事務局内におきまして、課長級の異動について報告をさせていただきます。最初に教育総務課ですが、教育総務課の千歳教育総務課長が生涯学習課に異動し、後任に吉澤義務教育課長が着任いたしました。続きまして義務教育課ですが、吉澤義務教育課長の後任として峯主幹兼保幼小中一貫教育推進室長が、義務教育課長に着任いたしました。続きまして峯室長の後任として山田主幹が保幼小中一貫教育推進室長を兼務いたします。本日は所用により参加できておりませんが、よろしくお願いたします。続きまして生涯学習課ですが、寺倉課長が総務部総務課に異動となり、後任に千歳課長が着任いたしました。最後に、入江部長が総務部に異動になりまして、代わりに私、仙波がこども未来部長に着任いたしました。今年度の体制は以上です。よろしくお願いたします。

【教育長】

仙波部長ありがとうございました。それでは議題に入ります。本日は審議事項3件、承認事項1件を議題とさせていただきます。初めに第1号議案「令和6年度使用小学校教科用図書採択について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。峯課長お願いたします。

【義務教育課長】

第1号議案「令和6年度使用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。令和6年度に使用する小学校・義務教育学校前期課程教科用図書の採択について、豊能郡地区教科用図書採択協議会規約に基づき、別添の通り諮問することについて承認を求めるものでございます。提案理由は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び令和5年4月14日付、教小中第1203号大阪府教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択について」に基づき、令和6年度に使用する小学校の教科書を採択するためのものでございます。次のページをご覧ください。豊能郡地区における令和6年度に使用する小学校・義務教育学校前期課程教科用図書の採択について諮問を行います。令和5年4月14日付、教小中第1203号、大阪府教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択について」の別添基準事項に基づいて、「採択に関する意見を教育委員会に答申すること」とするものです。なお、令和5年7月20日（木）までに答申を終えるように進めて参ります。次のページをご覧ください。令和5年4月14日付、教小中第1203号大阪府教育委員会教育長、「義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択について」の通知となります。次のページをご覧ください。豊能郡地区教科用図書採択協議会の規約でございます。規約に則りまして、協議会の構成員及び調査員を選出し、適切な環境を整え、公正確保の徹底に努め、令和6年度使用教科用図書の採択を行って参りたいと存じます。説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】

説明が終わりました。質問等ございましたらお出してください。令和6年度から小学生が使う教科書の採択を行っていくということで、説明がありましたように、7月20日までに、大阪府教育委員会の教育長に報告を挙げなくてはなりません。豊能郡地区という形の採択地区となっておりますので、本町と能勢町の両方で採択協議会を立ち上げて、採択の色々な事務を進めていくということでございます。教育委員さん方にも見本本を巡回させていただきます。大体1週間ほど見ていただき次の委員さんに回していただく形をお願いします。また、時間をとって中身についても論議する場を設けていきたいと考えています。坂口委員、お願いします。

【委員】

すみません、色々なことが混乱して申し訳ないですが、現場の先生のご意見を採るチャンスはありましたでしょうか。

【義務教育課長】

調査員の方には現場の教員も入っておりますし、見本本の教科書は各校にも回し、先生方のご意見も吸い上げながら調査を進めていく予定でございます。

【委員】

この教科書については、豊能町と能勢町が一緒になるわけですか。

【義務教育課長】

豊能町と能勢町は同一の教科書を採択することになります。

【委員】

二つあります。一つ目は、教科書採択についての検討は非常に大事ですので、ぜひ限られた時間の中でも慎重に審議して、丁寧な議論を積み重ねて欲しいということです。二つ目は今、坂口委員からもありましたように、基本的にはぜひ各先生方に、各学校でできるだけ活発な意見を交換する職員会議や検討会を設けていただいて、一人ひとりの先生たちが採択協議会にお任せではなく、一人ひとりの先生たちが来年度から使う教科書ですので、積極的に職員で検討し、その意見をこの協議会に参加される委員さんにも挙げていただき、採択されたらそれをしっかりと理解した上で、来年度からの教科書を一人ひとりの教員が積極的に取り組んで欲しいなど、その2点を要望したいと思います。

【委員】

今の意見に加えまして、先生方の意見として一つにまとめ、この協議会に持ってきていただくのではなく、先生の中で分かれていてもそのまま持ってきていただき、話し合っただければと思います。

【義務教育課長】

たくさんのご意見が吸い上げられるような形で進められるように、準備をしていきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

【教育長】

令和6年度から子どもたちが使う教科書につきまして色々なご意見ありがとうございました。やはり子どもたちにとってわかりやすい教科書、先生方にとりまして教えやすい教科書、そういうものを採択していきたいと思っています。ありがとうございます。それでは質疑の方を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました、第1号議案「令和6年度使用小学校教科用図書の採択について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第1号議案は可決されました。次に第2号議案「豊能町立図書館運営規則の改正について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。千歳生涯学習課長、よろしく願いいたします。

【生涯学習課長】

第2号議案「豊能町立図書館運営規則改正の件について」ご説明いたします。第2号議案をご覧ください。本件は豊能町立図書館運営規則の一部を改正するものです。提案理由としましては、図書館協議会委員の任命権を法律に合わせるため、規則を改正するものです。主な改正内容は、2枚めくっていただきまして概要説明書、また1枚めくっていただいて新旧対照表の通りでございます。第22条第2項中、「教育長」を「教育委員会」に改めるものです。昭和25年法律第118号、図書館法第15条において、図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する、とあることから今回改正を行うものです。なお、本規則改正は公布の日から施行するものです。説明は以上となります。ご審議いただきご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明に対する質疑等ございましたらお出してください。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第2号議案「図書館運営規則の改正につきまして」賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第2号議案は可決されました。次に第3号議案「豊能町立図書館協議会委員の任命について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。千歳生涯学習課長、お願いいたします。

【生涯学習課長】

第3号議案「豊能町立図書館協議会委員の任命について」ご説明いたします。第3号議案をご覧ください。提案理由は、豊能町立図書館設置条例第4条の規定に基づき、任期満了に伴う委員の任命を行いたく、教育委員会会議での議決を求めるものでございます。1枚めくっていただき、2枚目の委員予定者の名簿をご覧ください。今回任命を予定しております委員は7名で、うち5名が再任、2名が新任委員でございます。前は6名でしたが、今回は1名の増員を予定しております。再任の方につきましては、1番の石塚謙二さん、2番の金井理枝子さん、3番の田中未知さん、4番の西村はるみさん、7番の藪田昇太郎さんであります。

選出区分は記載の通りです。続きまして、今回新任で任命を予定しております5番の松島康郎さんと、6番の宗像亮さんの経歴についてご紹介いたします。まず5番の松島康郎さんですが、現在、豊能町新光風台に在住されておまして、数年前に豊能町に転入されました。子育て世代である今、図書館が身近な存在であることを知り、暮らしの中に図書館がある生活を家族とともに実践中です。令和4年度にひかり幼稚園のPTA会長をされており、その際、自身の経験をもとに、ひかり幼稚園の園児とその家族が図書館を利用するきっかけづくりを目的とした

「図書館へ行こう」という企画を実施されました。その後、図書館とひかり幼稚園PTAのコラボ企画の提案などもされ、令和5年の4月に企画が実現しました。このような実績を持っておられ、子育て支援の充実、子どもの読書活動推進に向けた意見に期待できることから、今回、

「家庭教育の向上に資する活動を行うもの」という区分で委員に任命したいと考えております。次に宗像亮さんですが現在、東能勢小中学校、後期学部の教頭をされており、学校教育の現場に加え、令和元年度・2年度には、教育委員会に指導主事として在籍されており、本のソムリエ認定講習会をはじめとする子どもの読書活動推進事業に携わってこられました。また、令和8年度義務教育学校開校に先駆けまして、昨年度、東能勢小学校5・6年生を中学校校舎に迎えるにあたっての学校図書館の運営について積極的に関わりを持たれ、専門的な視点での生きた意見が活用できると考えております。図書館の活動目標の一つである家庭における読書活動の推進をはじめ、児童・生徒・青少年に対するサービスの充実に資するために、児童・生徒・青少年用図書収集・提供、読書活動を推進するための企画の実施、学校等教育施設との連携の強化に努めることを達成するために、公立図書館と学校図書館のさらなる連携強化に努めたい。このように図書館としても考えていることから今回、委員に任命したいと考えております。以上が今回、提案させていただきました7名の方でございます。なお、任期につきましては辞令交付の日より2年間となっております。説明は以上になります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。ただいまの説明に対する質疑ございましたらお出しください。

【委員】

委員の任命において、家庭教育向上の方とか、学校関係の方が入ってくださるのは、とてもいいなと思います。委員の活動について、開催が年に3回程度と書いてありますが、そこに今まで学校の司書の先生とかが加わるということはなかったのでしょうか。今回その学校の方から教頭先生が入ってくださるとのことですが、今まで学校からそういうところに参加はありましたでしょうか。

【生涯学習課長】

前回の、令和4年の図書館協議会委員の任命の時に、初めて学校関係者の方を委員として選出しております。それに引き続き今回につきましても学校関係者の方に入らせていただいております。こちらの方は図書館と学校図書館の連携を努めて強めていく。こういったことを目的として入らせていただいております。学校司書さんに関しましては、図書館と学校司書さんとで別の会議の方を設けており、そちらで意見交換をしていると聞いております。以上です。

【委員】

今の2人の選任理由はすごくよくわかり、なるほどと思ったのですが、地域ごとに公平に、例えば東ときわ台は今回ないとか、見て思ったのですが、そういうことは考えてされていないのでしょうか。青少年指導員さんの場合は考えているような気がする。その辺の仕組みはどうなってるか知りたいです。

【生涯学習課長】

一定、東と西、そこからの委員選出というところはバランスを考えていると聞いております。ただ西地区に関して、すべての地区からバランスよくまではまだ至っていません、選出区分のところにもよりますので、今現在このような形で、東ときわ台地区の方はいらっしゃらないという形になっております。以上です。

【教育長】

私の方から一つだけ、お聞きしてよろしいですか。図書館の本なり資料などをどれぐらい借りていただいていますか。手持ちの資料がなかったらまた教えてください。

【生涯学習課長】

ただいま手持ちの資料がございませんので、また機会を設けて、貸出数・貸出率について、情報提供していきたいと思っております。

【教育長】

それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました、第3号議案「豊能町立図書館協議会委員の任命について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって第3号議案は可決されました。次に第1号承認「専決処分事項の承認を求める件（豊能町個人情報保護条例の施行に関する豊能町教育委員会規則の一部を改正する規則制定）」でございます。この件について、報告・承認を求めるものでございます。事務局より説明をお願いします。吉澤課長お願いします。

【教育総務課長】

今回、第1号報告として挙げております承認事項ですが、議案書は第1号報告とさせていただいております。申し訳ありません。専決処分という形をとりましたので、報告をしてその承認をいただくという形をとっております。専決処分につきましては、今回の上程しております内容が、豊能町個人情報保護条例の施行に関する豊能町教育委員会規則の一部を改正する規則の制定になっております。豊能町役場で豊能町の個人情報保護条例の改正がありましたので、その法令に基づいて、教育委員会もなら行っており、4月1日施行になっておりますので、3月31日までに教育委員会の方も改正する必要がありました。教育委員会会議には間に合いませんでしたので、教育長の専決のもと、直近の教育委員会会議で報告させていただいて、承認をいただくという手続きになっております。内容につきましては、1枚めくっていただきまして、先ほどご説明しましたように、豊能町の個人情報保護条例が改正になり、それに伴い教育委員会規則もその規則を引用しておりますので、改正するということになります。改正内容についてはそのようになっていますが、少しお時間いただき、どこが変わったかの説明をさせていただきたいと思っております。3ページ目に改正前と改正後の新旧対照表がありますが、これを見て

いただいても、文言が変わっただけということしかわかりませんので、説明をさせていただきたいと思います。町の個人情報保護条例が改正になりましたのは、国から令和3年からの働きかけで、それぞれの自治体、市町村、都道府県の方で個人情報保護の条例を作って運用しておりました。大元になる個人情報保護は、国の方から、それに基づいてそれぞれの保存する個人情報について取り決めをしていきなさいということになっておりました。ただし、それではばらつきが出てきますので、国が統一をしようということで、上位法令である国の個人情報保護法が一括で、個人情報の取り扱いをすべてその法律に基づいてやるようになっていきました。したがって、都道府県や市町村で持っていた個人情報保護法の条例を、そちらの方に合わせ文言を統一化する、或いは情報の取り扱いを一元化するという動きになり、都道府県で決められたものも、市町村で決められたものも、削除したり、文言の修正をしたりしていております。その背景には、国がマイナンバー制度の関係で、個人情報を経済的にも流通しやすいようにしていくという目的があります。そのためには、都道府県や市町村でまちまちな個人情報の条例があれば弊害が出てきますので、統一的にしていくという動きがあり、それに則って市町村や都道府県も変えていったということです。それに伴い色々な統一によって、条例がかなり削除されたり、文言修正されたりしましたが、それによって情報が保護されないようになるわけではありません。大元の国の方でしっかりと守られてますので、それに基づいてやっていくということです。我々教育委員会でも個人情報を取り扱っておりますが、町で管理しております戸籍や住民票とかの情報をもとにやっておりますので、本体であります個人情報保護条例が改正になりますと、必然的に教育委員会の規則も改正することになります。それに伴って、現場の方にも個人情報の扱いは十分注意するように、周知していきたいと思っております。私の方から以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】

丁寧な説明ありがとうございました。質疑等ありましたらお出してください。

【委員】

最後に課長が言われたことにも関連するかわからないですが、学校の先生方にぜひ、個人情報を扱いますので、毎年研修等を通して、個人情報を扱う立場としてコンプライアンスの徹底をしていただきたいなというお願いであります。以上です。

【教育総務課長】

以前に、豊能町役場で個人情報の取り扱い研修を職員向けにやっていたのですが、教職員とりわけ事務の職員の方にも参加するようという呼びかけをして、参加していただいた経緯があります。今後は役場と連携して、そういう参加が可能な研修、或いは外部の研修とかがありましたら周知をし、積極的に参加してもらいたいと思います。以上です。

【委員】

私もそのつもりでいらっしゃると思いますが、学校事務職員の方々のみならず、すべての公務員さんにぜひお願いしたいと思う。具体的な指示があればと思います。

【教育総務課長】

ありがとうございます。特に、先生方が書類等を置き忘れたというニュースが出ていますので、先生方にそういうコンプライアンス関係をしっかりと身につけていただくよう、研修への呼びかけをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【教育長】

それでは、質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第1号承認「専決処分事項の承認を求める件（豊能町個人情報保護条例の施行に関する豊能町教育委員会規則の一部を改正する規則制定）」、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第1号承認は可決されました。次に、前回会議以降の各課からの報告に移りたいと思っております。順次、事務局より報告をお願いいたします。仙波部長お願いいたします。

【こども未来部長】

- ・今年度のこども未来部の目標について

【教育総務課長】

- ・大阪府市町村教育委員会連絡協議会の定期総会及び研修会について

【義務教育課長】

- ・4月からの小・中学校の様子について
- ・大阪府PTA協議会の広報誌コンクールについて

【こども育成課長】

- ・4月からの3所園の様子について

【生涯学習課長】

- ・各生涯学習関連施設での催しについて

【教育長】

ありがとうございました。他にございますか。以上で本日の議事はすべて終了いたしました。次に、5月の教育委員会会議の日程でございますが、事前に調整させていただいておりますが、29日（日）の午後2時半から、予定をしておいていただけたらと思っております。よろしく願いをいたします。なお、町村の教育委員会連絡協議会の総会ならびに研修会が5月17日に入っ

ているということで、先ほど吉澤課長からもお知らせいたしましたが後程、ご都合等、お伺いをしたいと思います。それからもう1点、1学期に開催されます運動会、体育大会の日程が決まっておりますので、またそちらへの執務等につきましても後程、調整したいと思います。以上をもちまして、令和5年度第1回豊能町教育委員会会議、4月定例会を閉会いたします。本日は本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午後3時24分

以上、会議の次第を記し、これを称するためにここに署名する。

令和 年 月 日 署名

豊能町教育長

会議録署名人